

実 地 調 査 票	
調 査 事 項 等	申 請 書 記 載 内 容 に つ い て (調 査 員)
調 査 日	年 月 日 現 地 調 査
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許 可 し ま す <input type="checkbox"/> 許 可 し ま せ ん
調 査 意 見	<p>1 工事施行20日前までに道路占用・掘さく申請書を道路管理課へ提出してください。</p> <p>2 本管穴あけ時は専用カッターを使用してください。(※)</p> <p>3 支管はクラ型を使用し、本管の管種用に適した接着剤を十分付け、バンセンでしっかりと固定してください。(本管径400以上はモルタル防護)(※)</p> <p>4 支管は90° ゴム製可とう性支管を使用してください。(※)</p> <p>5 支管は90° ゴム製可とう性支管もしくは90° 自在支管を使用してください。(※)</p> <p>6 本管を施工する際は、下流から施工を行ってください。</p> <p>7 最上流スパンですので、流れやすくなるように 60° 自在支管(クラ型)を使用してください。(※)</p> <p>8 取付管はVU150を使用してください。(※)</p> <p>9 汚水樹は境界より1.0m以内に設置してください。</p> <p>10 本管はVU(200・250)ゴム輪受口管を使用してください。(※)</p> <p>11 本管の勾配の出来形規格値は % です、出来形が規格外の場合は再施工して頂きます。</p> <p>12 本管及び取付管とマンホールの接続は、ゴム製可とう性継手を使用してください。(※)</p> <p>13 既設の本管が塩ビ管製以外の場合における割り込みマンホール設置箇所において、上流・下流の管口となる付近に既設本管の接合部がある場合は、取付に支障のない位置で切断し、本管の管種に適合する短管にて、マンホールの接合部位置を変更し固定してください。(※)</p> <p>14 鉄蓋は下流側からみて字が読めるように設置してください。</p> <p>15 マンホールの足掛金物は管口の無い壁に取付けてください。</p> <p>16 取付管撤去は本管より10cm以内の所でキャップ止め及びモルタル防護してください。(※)</p> <p>17 許可日から(60日・90日・120日)以内に施工してください。</p> <p>18 申請内容等に変更が生じた場合は、「変更申請書」を提出してください。</p> <p>19 掘削深により施工方法が変更する場合は、「変更申請書」を提出してください。</p> <p>20 (開発・位置指定)の条件を必ず守ってください。</p> <p>21 工事完了後写真を添付し完了届と下水道台帳図と一緒に提出し、市係員の検査を受けてください。</p> <p>22 事故等については、申請者が対応してください。</p> <p>23 受益者負担金対象地のため下水道河川総務課と協議してください。</p> <p>24 当該申請書は本管の接続を許可するものであり、私道の掘削を許可するものではありません。</p> <p>25 既設の取付管の管種に適した継手を使用してください。(※)</p> <p>26 公樹流出口先には、ゴム輪受口自在曲管を取り付け、角度を調整し施工してください。(※)</p> <p>27 鞘管を使用し取付管の施工を行う場合は、鞘管と取付管との隙間を砂又はモルタルで埋めてください。(※)</p> <p>28 推進工法の施工前に、地下埋設物の調査を十分に行い、事故防止に努めてください。</p> <p>29 推進工法における推進工取付支管については、推進工事用の特殊支管を使用し、管内部からの取付状況だけでなく、地上よりカメラを投入している状況が判別できる写真を撮影してください。</p> <p>30 使用材料の写真を必ず撮影してください。(※)</p> <p>31 支管の取付は、管種に適した接着剤を使用し、標準使用量を塗布もしくは、混練し充填してください。(※)</p> <p>32 (※)の条件を確認できる写真を必ず撮影してください。なお、条件が確認できる写真がない場合には再施工していただきます。</p>